

七州城城下町

まら
づ
くり
計
画
の
巻



みんなで守ろう

「七州城城下町まちづくり掟書」

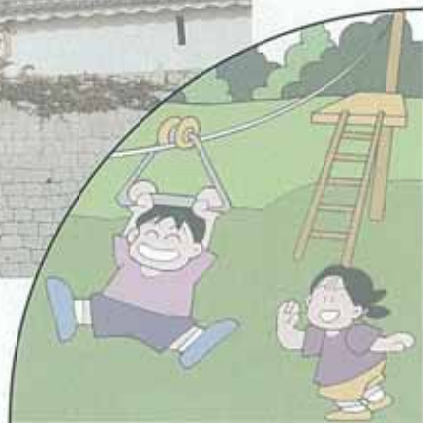
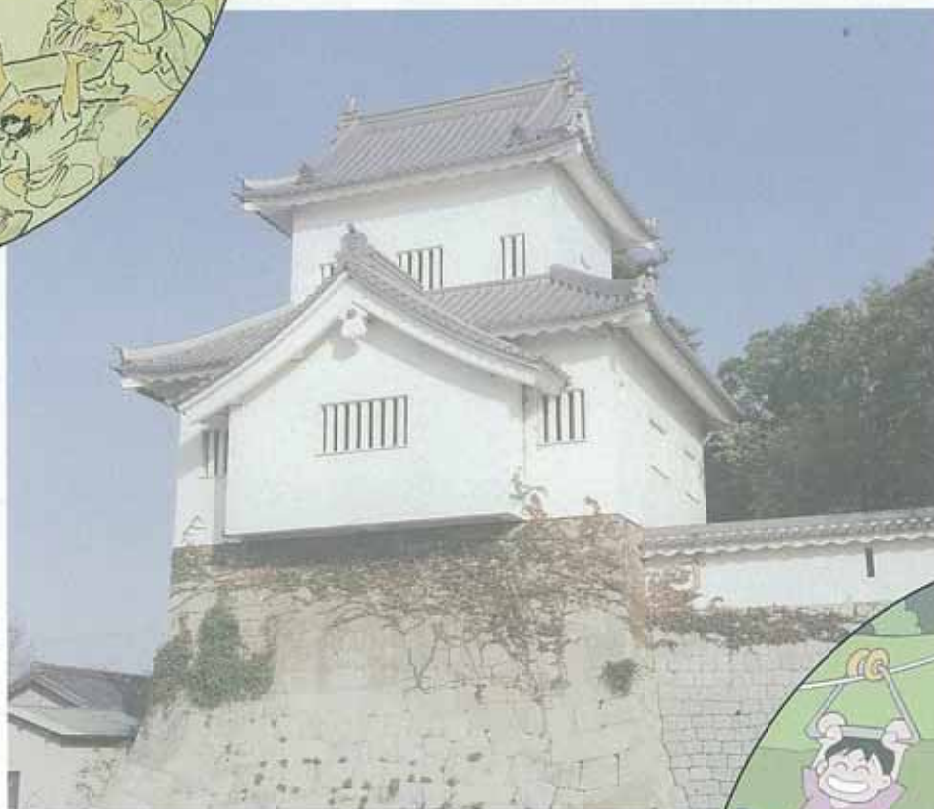
私たちの暮らす七州城城下町は、安永年間に開かれ240年あまりの歴史を持つ、現在も往時の街並みの雰囲気を残すまちです。

この環境を将来にわたって守り、自然と文化、そして人と人とのふれあいを大切にして安全な暮らしのできるまちをめざしましょう。

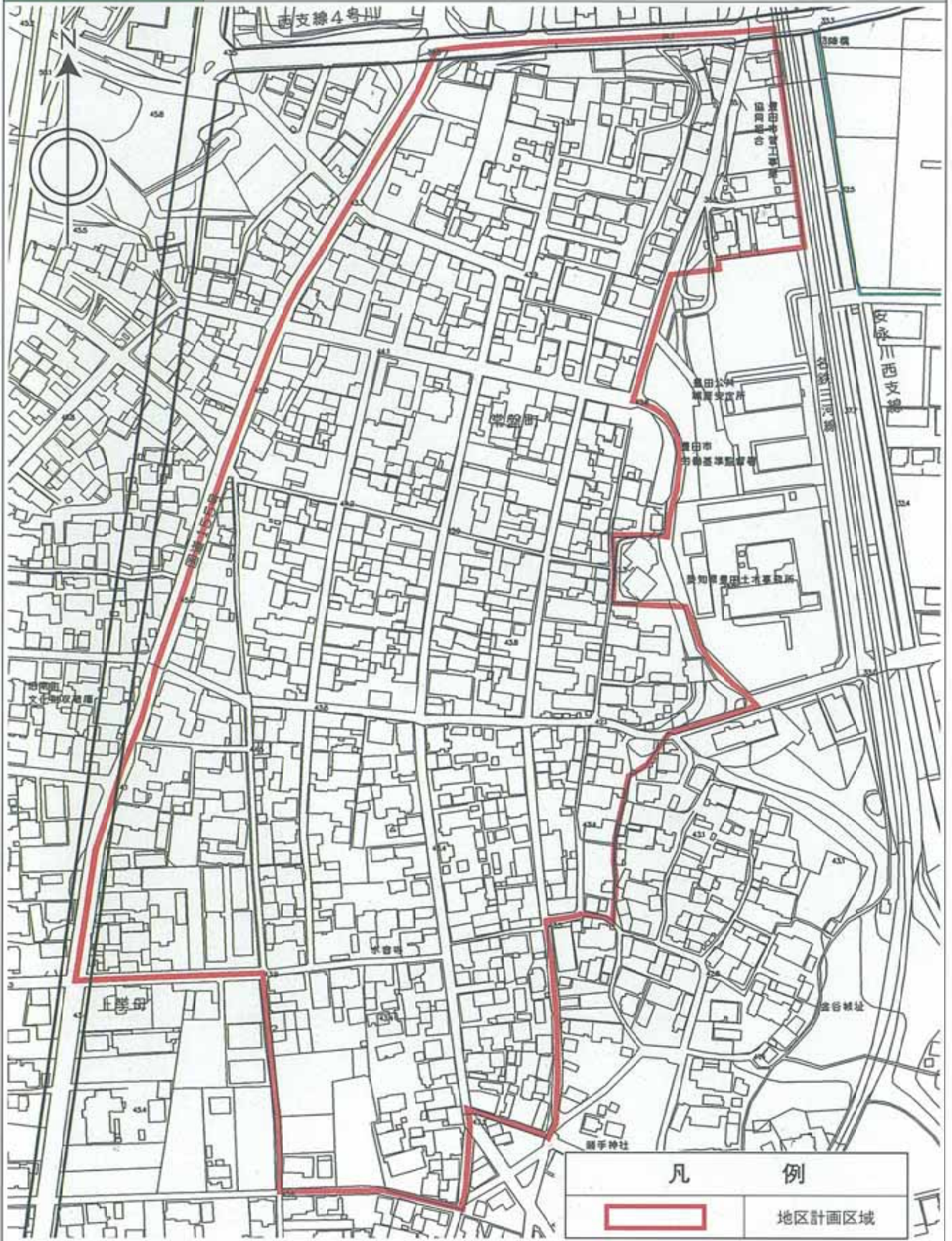


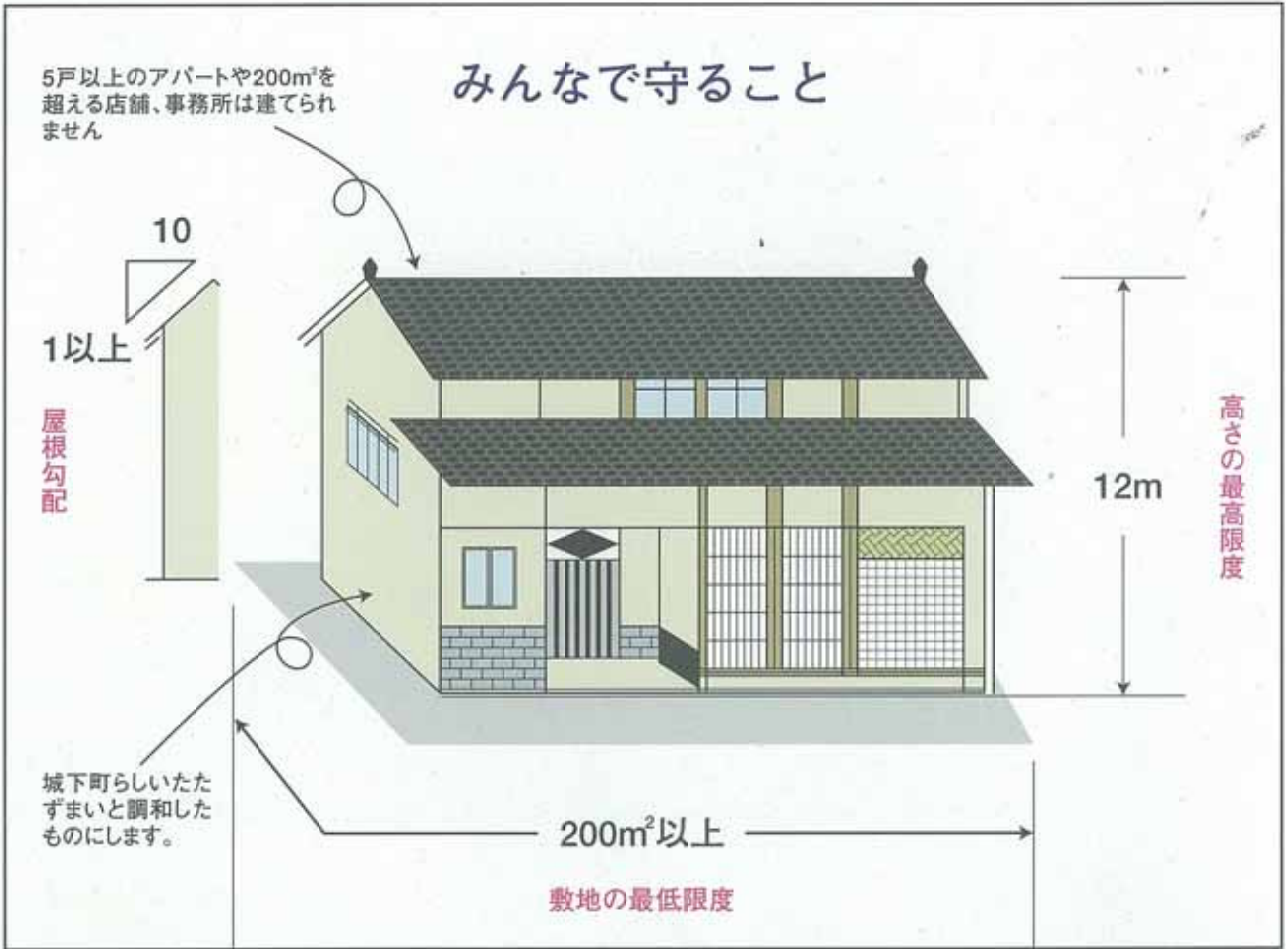
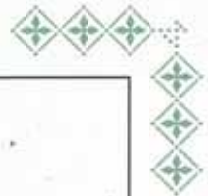
渡辺華山筆
「寺小屋の図」より

時代を越えて未来へ



名称	七州城城下町地区計画
位置	豊田市常盤町2丁目(全域) 常盤町1丁目、3丁目、上挙母1丁目、2丁目(各一部)
面積	約13.5ha





七州城城下町まちづくり掟書

地区	名称	七州城城下町地区計画
	面積	約13.5ha
都市計画	用途	第一種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	その他	準防火地域
地区計画	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋で5戸以上のもの 2 共同住宅(4戸以下のものを除く。) 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(は)項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を越えるもの
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
	建築物の高さの最低制限	建築物の高さは、12mを超えてはならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩は、原色は使用しないものとし、城下町らしいたたずまいと調和したものとする。 建築物(物置、車庫等の附属建築物を除く。)の最上階の屋根の勾配は、10分の1以上とする。

届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。

